

岩手県選挙管理委員会告示第57号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、令和5年9月3日執行予定の岩手県知事選挙における手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和5年7月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

日本放送協会、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社テレビ岩手及び株式会社岩手朝日テレビ